

Title	小川博士の正貨蓄積論を読む
Sub Title	
Author	三宅, 嘉十郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.4 (1916. 4) ,p.553(139)- 563(149)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160401-0139

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

田×3||蓄積||此の中に於て既に相當の利潤を得て居るからである。然るに此の三圓なるものは第一第二の費用による兩優等耕作と第三の費用による限界耕作との收穫の差の合計「(10+5) || 3」に外ならないから、此の場合に於ても地代は優等耕作と限界耕作との差を最高限度として定まると云ふことが出来るのである。

以上の如く限界耕地並に優等耕地に代ふるに限界耕作並に優等耕作を以てするとき、通説に於て必ず逢着せざるべからざる種々の困難例へば「限界地に地代なきや否や」といふが如き疑問を生ずるともなく、又農業企業の利潤をば常に同一にして而も相當の額を越ゆるとなしと云ふが如き不當なる結論に到達することも避けることが出来るのみならず、或る土地の地代を定むるに當りて標準とすべき他の或る土地の存在を必要とせず僅かに問題となれる土地あるのみを以て足り之に就て獨立に論ずることが出来る

の利益があるのである。而して右に農業上の土地に就て論じたる所は、特殊なる限界耕作・優等耕作に換ふるに一般的なる限界生産・優等生産なる語を以てすれば其他の一般的生産業に用ふる土地の地代の場合にも適用せられ、更に限界效用・優等效用なる語を以てすれば住宅用の土地の地代にも適用せらるゝのである。

註六 J. H. v. Thünen: Der isolierte Staat in Beziehung auf Landwirtschaft und Nationalökonomie, 2 25. (K. Diehl u. P. Mombert: - Ausgewählte Lesestücke zum Studium der Pol. Ök. Grundrechte, S. 106.)
註七 D. Ricardo: - Ibid. P. 56.

四 吾人は最後に前掲アダム・スミスの所説に就て一言簡單に批評を加へて置く。スミスが「地代は借地人の支拂ひ得る最高限度・地主の要求し得る最高限度に定まる」といふ主觀論をなすに止めて、地代を以て土地の生産力の差によりて定まるとか又は費用の差によりて定まると

小川博士の正貨蓄積論を讀む

三宅嘉十郎

一、緒 言

か云ふ如き客觀論を採らざる、物によりて定まるとなきとして人によりて定まるとなきたるの點は吾人の喜んで承服する所である。然しながら前にも述べた如く、地代の決定は借地人側のみの事情によりて行はれるものではない、地主借地人双方の側の事情によりて、即ち前者の承諾し得べき最低限度と後者の支拂ひ得べき最高限度との間に定められるのであつて時の事情如何に従つて必ずしも最高限度に定まるとはならぬ、唯其の最高限度に定まるのは僅かに地主が獨占者であつて而も頗る聰明に、而して借地人が交渉驅引に於て頗る拙劣なる場合のみに限るのであるからして、地代の分量をば何れの場合に於ても常に借地人の支拂能力の最高限度に定まるとなすの點、従つて又借地人は常に「農用資本に對する其の地方普通の利潤」を得るに過ぎずとなすの點に於ては吾人は之に承服することとは出来ないのである。

京都大學教授小川博士は曩に大阪朝日新聞紙上(大正五年二月四日)「基金還元は不利」なる題下に外債償還の不利にして在外正貨蓄積の必要なる所以を論せられ、今又經濟論叢三月號にて「在外正貨處分に就て」と題し、同じく正貨蓄積の必要を説き、更に轉じて正貨處分論を難せられたるが、博士の正貨蓄積論は兎に角とするも、正貨處分に對する博士の駁論に就きては余聊か迷なき能はざるを以て、茲に卑見を開陳して敢て博士の教示を煩さんと欲す。蓋し昨年未以來、在外正貨處分の問題が朝野の注目を惹ける丈、益々此種の疑惑を懷くもの決して單

り余のみにあらざればなり、加之在外正貨蓄積か、處分かの問題は我財政々策の岐るゝ所にし、其根基となるべき經濟原則の作用を闡明にするは、博士の如き著名の學者の責任たらずとせず。

二、博士駁論の要旨

余は今本論に入つて博士の説を檢覈するに先ち、讀者の了解に便ならしむるため左に其駁論の要旨を抄録せん。

(一) 我國兌換制度維持上、正貨蓄積の必要こそあれ決して之を處分すべからず。且今日之を處分して外債償還に充つるは我國財政上最も不利なり。

(二) 在外正貨の増加は現時の状態に於ては、敢て我經濟界に悪影響を及ぼすことなし。

今日我國に行はるゝ在外正貨處分論の骨子とも見るべきものは、正貨の増加は兌換券の増發を惹起し、兌換券の膨脹は物價を騰貴せしめ、物價騰貴すれば輸出の減退、輸入の増進を促し輸入超過の勢を來し、従つて正貨は再び流出せざるを得ず。故に在外正貨の不當の増發は、我經濟界に悪影響を及ぼすに當りざるを得ずと論ずるに在る如し。

以上は小川博士の在外正貨處分論の駁論の大要なるが、以下余は(一)正貨の増加と兌換券膨脹との關係、及び(二)兌換券膨脹と物價騰貴との關係、及び(三)物價騰貴と外國貿易との關係に分ちて、博士所説の是非を概せんと欲す。

三、正貨の増加と兌換券膨脹との關係

貴族院豫算委員會に於て政府の説明する所に依れば、昨年來に於ける我正貨の現在高は五億一千六百萬圓、又同年中に於ける正貨の増加額は一億七千五百萬にして、其中政府所有の分の増加は一億〇四百萬圓、日本銀行の分七千七百萬圓なり。今昨大正四年中に於ける右の在外正貨増加額が、内地の兌換券と如何なる關係を有するやを究めんに

先づ政府所有の正貨の増加額一億〇四百萬圓が全部軍器賣却代金より成るか、或は其他に預金部の資力を以て、日本銀行其他より買入れたるものをも包含せらるゝや否やに依つて、其兌

又第二に兌換券は不換紙幣と異なり、自ら風仰力を有するを以て、財政上の必要等よりして一時に經濟社會の需要以上、兌換券の發行せられざる限り物價の騰貴を惹起すことなし。昨年來の物價騰貴は通貨の膨脹といふが如き原因を離れて、戰爭といふ異常の原因に依る貨物の需給關係に左右せられしこと大にして、兌換券の膨脹は寧ろ物價騰貴の結果たるの觀を呈することあり。我國近來に於ける物價の騰貴は、寧ろ需給關係に依るものと謂ふを適當とす。

次に第三、物價の騰貴が我國一國のみに起れる現象ならば、并は固より我輸出を減退し、輸入を増進するに至るべきは疑ふべからざることも、物價の騰貴は單に我國のみならず、現今歐洲諸國に起りつゝある大現象にして、其騰貴の程度は却て我國よりも甚し(國より特殊の貨物に就ては全然反對なるも)。されば我國の物價騰貴の程度の歐洲諸國より下位に在る間は、決して我貿易が逆勢に轉ぶが如きことなきべし。

以上述ぶる所に依つて觀れば、在外正貨處分論は全然駁れる前提の上に立てるものにして、謬れる結論と謂はざるべからず(經濟論叢大正五年三月號一〇一―一五頁)。

換券との關係を異にすべきも、其内容如何は今日に於て之を窺知するを得ざれば姑く置くとして、尙ほ次で來るべき疑問は、一方に兵器賣却に依つて其代金として巨額の正貨を得たるに、他方砲兵工廠の特別會計は、其定められたる昨年度の豫算内にて、其支出を了せしやの問題なり。若し豫算に不足を來したために預金部の資金を借入るか、或は他の國庫剩餘金等を流用せるが如きことあらんか、此等は何れも日本銀行の兌換券を以てなさざるべからず、從て兌換券の増發を來すは免るべからず。昨年八月以來預金部の資力を以て、英國大藏省證券に投じたるは或は此間の消息を語るものに非ざるか。遮莫政府所有の正貨増加は、主として舊來の兵器を賣却したるに因るものなりと云へば、縱令内地兌換券の増發を促したる必要ありしとするも、其額は僅少なりきと謂つて可ならん。事情斯くの如くなれば、小川博士の如く政府所有の在外

正貨は、日本銀行の政府預金を形付くるに過ぎずして、兌換券の増發とは沒交渉なりと論じ去るは餘りに單純に失するの譏りを免れず。
 第二に日本銀行所有の在外正貨の増加額七千百萬圓は、全部我對外貿易の決済尻及び運賃、備船料の收入等を、外國に於て取立てたるものにして、元來我私人の債權に屬するものを、日本銀行の買入れたるに外ならず。而して日本銀行は此等の支拂には總べて兌換券を發行するものなれば、斯くの如くして増加したる日本銀行所有の正貨は全部兌換券の増發を結果するや論を俟たず。此點に就ては博士も異論なきが如く正貨が日本銀行の所有に歸するには日本銀行は其が代償として兌換券を發行するを以て、正貨の増加に従ひ其額丈兌換券も増發せらるべしとの所説を首肯せられたり。博士の意見を異にするは、日本銀行が外國に於て私人の所有に歸すべき正貨を受領するに依つて、内に増發し

たる兌換券は内地の金融緩漫なるため、忽ち普通銀行を通して同銀行の民間預金となりて復歸するを以て、兌換券は増發なきと同一の結果となるといふ點に在り。即ち一時増發の事實は之を認むるも、忽ちに預金となりて復歸するが故に、其結果は増發なかりしと同一なりと做すなり。然しながら博士の此結論は研究すべき二箇の問題を看過せり。即ち

一、増發されたる兌換券は、金融緩漫なる時は常に必ず直ちに日本銀行に復歸するものなりや。

二、今假に博士所説の如く、常に必ず忽ち日本銀行に復歸するものとして、日本銀行に於ける民間預金の増加は否むべからず。而して日本銀行民間預金の増加は通貨膨脹と沒交渉なるを得るや、殊に物價騰貴との關係に於て増發なきと同一の結果たるを得るや。

是なり。我在外正貨の増加は多く昨年下半年に起りたる現象にして、日本銀行の民間預金は八月末より九月以後に掛けて激増し一時は七千餘萬圓て巨額に達したり。此事實は是れ博士をして、右の論據に材料を與へたるものなるべしと雖も、昨年九月以後日本銀行民間預金の激増せしは、右博士の擧げたる理由以外、同年八月末東西大銀行家の間に成立したる貸出利子協定の事實を觀過する能はず。實際九月以後民間預金の七千餘萬圓に達せしは、此協定實施に依つて著しく大銀行の遊金増加を馴致したるに依ること大にして、増發されたる兌換券は常に必ず直ちに日本銀行に復歸するものなりと即斷する能はず。況んや其成分は其が日本銀行に復歸する迄には相當の期間を要すべく、從つて其間は通貨膨脹を來すことあるに於てをや。且や博士所説の如くんば、經濟界の需要以上不當に増發されたる兌換券も、常に直ちに日本銀行に復歸

し兌換券不當の増發てふ憂ふべき現象は腫を絶つに至らん。斯くの如きは望まじき事なるも、今日の貨幣制度にては固より得べからざること屬す。縱令今假に博士の所説の如く増發されたる兌換券が全部直ちに日本銀行に復歸したりとして、民間預金の増加は通貨の膨脹と何等の交渉を有せざるや。元來日本銀行の民間預金は市中銀行の現金を構成するものなれば、兌換券が民間預金となりて日本銀行に復歸して、其増發の實數を外面に現はさざるも、民間預金の増加は常に兌換券増發を脅しつゝ、さるは論無き所にして、通貨膨脹の實勢を形付くるは争ふべからず。加之兌換券増發に基く普通銀行預金の増加は、廣義の通貨膨脹を誘致するに於てをや。余は如何にしても兌換増發なきと同一の結果となるといふ博士の説に服する能はず。

(1) 我正貨の大正四年末現在高を、内外及び政府、日本銀行の區別に従ひ之を大正三年と比較するに左の如し。

(甲) 政府所有正貨

大正四年末	大正三年末	比較増加額
千圓	千圓	千圓
在 内	在 内	
在 外	在 外	
一五三、〇〇〇	四九、〇〇〇	一〇四、〇〇〇

(乙) 日本銀行所有正貨

在 内	千圓	千圓
在 外	千圓	千圓
一三七、〇〇〇	一二八、〇〇〇	九、〇〇〇
二二六、〇〇〇	一六四、〇〇〇	六二、〇〇〇
三六三、〇〇〇	二九二、〇〇〇	七二、〇〇〇
合計	五一六、〇〇〇	三四一、〇〇〇
	一七五、〇〇〇	

(1) 軍器賣却代金に就き、昨年十二月十三日衆議院豫算委員會に於て、隈經理局長の辯明する所次の如し。

軍器賣却代金は總額六〇、五九四、七三三圓にして、中大正三年度分に屬するもの三〇、九五四、六四四圓、同四年度分三九、六四〇、〇八九圓なり。

(3) 昨年八月以降に於ける預金部の英國大藏省證券所有額左の如し。

昨年八月末	千圓	昨年十一月末	千圓
同 九月末	三七、〇〇〇	同 十二月末	四九、〇〇〇
同 十月末	四三、〇〇〇	本年一月末	五八、〇〇〇

(4) 今試に昨年に於ける日本銀行民間預金増加の趨勢を、一昨年と比較するに左の如き數字を示せり(最高最低とも各)

過去現在に依る。

月	大 正 四 年		大 正 三 年	
	最 高	最 低	最 高	最 低
一 月	五五、五三三	一四、六一〇	二四、一六一	五、九六九
二 月	四七、七四六	二〇、〇二六	二八、一四〇	一一、三六四
三 月	四四、〇〇二	二八、七四一	一七、八六一	五、一三六
四 月	三三、五四九	二六、〇九一	一〇、七二六	七、七八八
五 月	五四、五二八	一五、〇一五	二四、八三八	一〇、三〇一
六 月	五三、二三二	二七、六八七	二〇、九二九	一〇、六一八
七 月	四七、五〇六	三一、四六四	三二、七三八	一九、二五九
八 月	二六、九六〇	一九、六八一	一四、九〇五	一〇、三二二
九 月	七二、五三八	三六、六七四	二二、三三一	一九、七六〇
十 月	七一、八二一	四九、七八〇	三二、一一五	一六、五六三
十一 月	七〇、三五三	四二、七九二	三〇、三五一	一六、五一〇
十二 月	四一、八六七	一三、〇二〇	三九、五七七	一四、六一〇

(5) 昨年八月末東四銀行協同の結果、最低貸出利子を左の如く決定し實施を見たり。

紡 織 手 形	日 歩 一 錢
普 通 手 形	同 一 錢 二 厘

但此協定は昨年十二月末遂に撤廢せり。

四、兌換券膨脹と物價騰貴との關係

兌換券が經濟界の狀態に應じて増發すべきは其自働的伸縮性より來らざるべからざる當然の結果にして、従つて其經濟界の需要に連れて増發するは、敢て物價に影響を及ぼすことなきは勿論なり。故に此問題に關する論點は、昨年下半年に於ける我兌換券の増發は、經濟界の需要に基くものなりや、將た經濟界の需要以上所謂不當に増發されたるものなりやに在り。

翻て昨年度に於ける我經濟界を觀るに、上半期は勿論沈衰に陥り、下半期に入りて稍恢復の兆見えたるも、固より局部的にして企業の趨勢亦姑息的なりしかば、資金の需要大ならず、金融は依然たる緩漫狀態に在りしは、萬人の認むる所の如し。されば通例ならば兌換券は寧ろ減縮すべきに、事實は之に反して増發の傾向を辿れるは何ぞや。且日本銀行の一般貸出は非常の減少なるに引代へ、其民間預金の増加未曾有の

額に上りたるは、是兌換券が經濟界の需要以上不當に増發されたるを證明するものに非ずや。既に兌換券にして一度不當の増發ありたりとすれば、縱令博士の言の如く、直ちに日本銀行に復歸し來るとするも、之がために増發の事實をも無にする能はず。普通銀行の資金を潤澤ならしめ以て、金融緩漫の勢を助成し、間接に物價騰貴に動機を與ふるは疑ふべからず、(金利の高低と物價の低落、騰貴とは直接の因果關係を有せざるも)。

博士は兌換券の増發を以て、主として物價騰貴の結果たるが如く説かるゝも、余をして言はしむれば、是れ今日英國一部の論者が其小額面政府紙幣の増發を辯護する説に倣ふものと謂ふべく、其説明は巧妙なるも未だ事實の半面を説くに過ぎざるの感あり。固より物價の騰貴は種々の原因に基くものなれば、物價騰貴の現象を見て以て、直ちに兌換券の膨脹に歸すべからざる

るは勿論にして、兌換券の膨脹が物價騰貴(經濟界の需要)の結果たることあるは博士の言の如し。殊に昨年來の如く、戦争といふ異常の動力の經濟界に働ける以上、此等種々の原因に依つて物價の騰貴を招致したるや言を俟たざる所にして、何人と雖も此に異議を挟む者なく、誰しも昨年來の物價騰貴を單に兌換券の膨脹一點張にて、説明せんとするが如き迂愚を學ぶ者なきは勿論なると同時に、又全然兌換券の影響を除却することも不可能なり。否一部貨物の價格が需給關係に依つて暴騰したることある他方には、或種の物價騰貴は兌換券の膨脹に依らざれば、説明し能はざるものあるなり。殊に(一)物價の騰貴が我輸出の盛となりし時期を後れて現はれたること、及び(二)物價騰貴の現象が一般的なること、二箇の事實は、是非とも兌換券膨脹に其原因を求めざるべからず。

概に彼此と論斷すべからず、殊に昨年来に於ては更に然るを覺えずんばならず。況んや其騰貴の何れの部分が兌換券膨脹に基くか、又兌換券膨脹の幾部分が物價騰貴の結果たるや等、細密なる點に至りては之を決する固より容易の業に非ず博士にして、昨年来の我物價騰貴が單に需給關係に因るものなりと論斷されんとすれば、少くとも精密なる物價表に基きて各個の貨物に就いて、過去數年間毎月の高下を檢するの勇氣と親切なかるべからず。物價の騰貴は其何れの原因に在るも、社會に悪影響を及ぼすの點に至りては同一なるも、其一般世人の注意を脱し易くして、而かも最も國民經濟に害をなすもの貨幣價值の下落に在れば、是れ吾人の觀過すべからざる點なり。

(1) 英國の通貨は開戦以來十億餘圓の膨脹なるが、此通貨の増加は其三分の一は物貨の騰貴及び動員の結果にして次の三分の一は一般人民が金貨を蓄積したるに依るべく最後の三分の一は市中銀行が準備金を増加したるが爲なりと説け

リ (The Economist, Nov. 27, 1915, "Gold and Currency
Notes" Bankers' Magazine Sep, 1918, "The Gold and
Currency Problem" - A. H. Gibson)

五、物價騰貴と外國貿易との關係

物價騰貴の現象が或特種の國に起りたる時、即ち一國の物價が世界物價の平準線以上に騰貴したる時は、其國の貿易關係が逆調の勢を呈するは經濟學の教ゆる所にして、其物價騰貴は或特殊國に於ける現象たるを要するは、如何にも博士の指示せらるゝ如し。故に我國近來の物價騰貴が貿易を逆調に導くことを述べんとするには、先づ少くも我國の物價騰貴が、特に世界物價の一般的騰貴以上なることを證明せざるべからざるは博士の言の如くなるも、同時に博士が我物價騰貴が、貿易に影響なしと論結するには世界物價の一般的騰貴、詳言すれば少くとも我對外貿易關係國に於ける、我取引商品のみに就ても、略同一程度の一般的騰貴ありたる事實を擧げざるべからず。然るに博士は單に歐洲交戦

國のみに就て、物價の著しく騰貴せる事實を述べて、以て今日の物價騰貴は世界一般の現象なるが如くに説き、從つて我國の物價騰貴は敢て貿易を逆調に導くことなしと論じ去りしは、博士としては餘りに呆氣なきの感あり。我貿易國は單に博士の擧げられたる歐洲交戦國に限らるゝに非ず、況んや此等を以て主要取引國となるに於てをや、

尙ほ茲に吾人の注意を脱する能はざるは國際的貨物には國內に於ける價格と別個の國際的價格の存すること是なり。是れ蓋し貨幣に國內價值と國際價值の二種あるが爲めにして、國際的貨物は其價格の高下亦國際的價格に基きて決定せざるべからず。貨物の國際的價格は其國貨幣の國際的價值即ち爲替相場に依つて定めらるゝものなるが或國の爲替相場低落(受取勘定)せる場合には其國貨幣の國內價值を以て定められたる物價(國內價格)の騰貴も、必ずしも國際

貸付利子歩合の解剖

高城 仙次 郎

目 次

- 一 緒 言
- 二 貸付利子の要素
- 三 純利子歩合
- 四 保険料と貸付利子歩合
- 五 手数料と貸付利子歩合

一 緒 言

價格の騰貴(少くも同一程度)を意味せざることはあり得べきことなり。果して然らば博士の第三の論據とせられたる歐洲交戦國に於ける物價の騰貴は、博士の言の如く我物價騰貴に比して其程度大なりと言ふを得るか。殊に對佛爲替の如き平時參着二法五五參(支拂勘定)内外なるに昨今は二法九一參を唱へ正に一割三分餘の騰貴を來せるに於てをや。

以上余は博士の正貨處分の駁論に就て、其疑の存する所を披瀝し盡したりと信ず。博士幸にして野人禮に倣はざるの言を答むることなく、更に重ねて教を執るの勞を吝しまざらんことを。

注 貨幣の對外價值、對外價值に就ては、國家學會雜誌大正五年三月號、山崎博士の「貨幣の對外價值と其維持策」參照。

『利子』は今日經濟學者間に於て(一)企業に投せられたる資本より生ずる所得と(二)貸付金に對する貸料との二個の意義に用ゐられつゝあるものなるが、此兩者は勿論互に密接なる關係を有すれども、決して同一物に非ず。企業は普通の見解に従へば土地、資本、勞働並に企業家の四要素より成立する有機的組織にして、其の利潤は此四要素の共同的作用の結果として生ず